

位ヲ甘受セシメ自己ニ絕對專制支配下ニ置カントスル
 實像ト業權ノ保護セリト断シ全官業労働団体ト
 協力シ徹底的ニ抗争センコトヲ期スルモノデアリ
 右聲明ス

昭和五年八月十九日

労働組合法官業除外反對大阪官業労働者大会

労働組合法官業除外問題ハ昨年末労働
 組合法審議ハタシ官業官廳（鉄道海軍陸軍專
 業局通信印刷白製鉄）ノ當局者カ法制局ニ於テ
 会合シタル際大要左ノ如キ意見ノ聞陳カアワタニ出被シ
 たり

一 商家が経営スル事業ニ従事スル労働者カ労働者法
 才也不申、國家ヲ相手トシテ税率スルモノヲ甚ク不穩當ナ
 事也

二 現業官廳ノ従業員ニ對スル労働条件ハ商家他ノ模
 範トナルベキヲ選ンデ井ル甚デアルカラ更ニ労働者側カ
 労働条件ノ維持改善ヲ主張スル必要ハナイ従ツテ
 労働条件ノ維持改善ヲ主要目的トスル労働組合
 法ヲ適用スル必要ハナイ
 三 豫算ノ關係上産備条件ノ改善ヲ甲出ラセ直クニ此レニ
 應答シコトヲ出来ナイハ福利ヲ將來ニ對スル保障ニ本職者
 其他ノ關係上出来業ナリ

四 新様ニ民間ノ事項ヲ異ニスル官業労働組合ヲ同一